

事 務 連 絡

平成26年4月23日

各都道府県教育委員会

各指定都市・中核市教育委員会

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

### 子ども・子育て支援新制度について

日頃より、幼児教育の振興につきまして、ご尽力・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

平成24年8月31日付通知「子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに（略）関係法律の整備等に関する法律の公布について」でお知らせしたとおり、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が、早ければ平成27年度から施行する予定であり、現在、施行に向けた準備を進めているところです。

教育委員会は、地域における公立幼稚園の設置・管理の主体として、新制度への適切な対応が求められるほか、首長部局の所管に係る事項を除き、当該地域の幼児期の教育全般にわたり、教育行政に責任を負っています。

については、教育委員会としても、特に次の2点にご留意のうえ、新制度の施行及びその準備に積極的に取り組んでいただくよう、改めてお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して周知いただくよう、お願いいたします。

#### 1. 新制度への積極的な関与

新制度は、幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等に鑑み、質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としています。

多くの地方自治体では、新制度は児童福祉部局など首長部局を中心に組み込まれていると承知しておりますが、新制度では、質の高い幼児期の教育・保育を提供するため、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取組の促進、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、認定こども園、幼稚園及び保育所における幼稚園教育要領、保育所保育指針等に沿った幼児教育の実施、認定こども園、幼稚園及び保育所に対する適切な指導・監督、評価の実施等に取り組むこ

とが求められており、このような取組を効果的に実施するためには、幼児教育はもとより、域内の多くの子どもが進学する公立小学校・中学校を設置するなど、学校教育を所管し教育についての専門性を有している教育委員会の積極的な関与が不可欠となっています。

現在、各地方自治体において新制度の施行に向けて鋭意準備を進めていただいているところですが、教育委員会におかれても、子ども・子育て支援新制度の担当部局との情報共有や、地方版子ども・子育て会議等への参画など、幼児期の教育の質の向上を図る観点から、新制度の担当部局と連携・協力して、積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

## 2. 私立幼稚園の新制度への移行に係る支援

新制度の施行を前に、私立幼稚園は、新制度に移行して施設型給付を受けるか、引き続き現行の私学助成を受けるか等の選択を行う必要があり、新制度が円滑に施行するためには、私立幼稚園が自らの意思と正しい情報に基づき、的確に選択できるよう支援することが重要となっています。

このため、平成 26 年 4 月 10 日付事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」(別添)を発出し、私立幼稚園が新制度に円滑に移行できるよう、留意点をお示ししたところです。

教育委員会におかれても、地域の実情に応じ、私立幼稚園が地域の幼児教育の中核的機関として果たしている役割を踏まえ、私立幼稚園が新制度へ円滑に移行できるよう、ご理解とご支援をお願いいたします。